

別表第3(第20条関係)

土地の区域	物質
1 別表第1に掲げる物質を使用し、製造し、又は処理する事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	当該事業場において使用され、製造され、又は処理されたことがある物質
2 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第1又は別表第2に掲げる施設を設置する事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	ダイオキシン類
3 なめし革製造業に係る事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	六価クロム化合物
4 金属鉱業、製造業、運輸業、自動車整備業又は機械等修理業に係る事業場(運輸業にあっては、車両、船舶又は航空機の整備工場に限る。)が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域	(1) 鉛及びその化合物 (2) 砒素及びその化合物
5 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条第1項に規定する測定計画に定められた地下水の水質の測定の地点のうち、測定の結果、当該地下水について環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件についての基準(以下「地下水環境基準」という。)を超える結果が得られた地点を含む土地の区域	別表第1の左欄に掲げる物質のうち、地下水環境基準を超える結果が得られた物質

備考 1に掲げる物質又は5に掲げる物質が、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン又はトリクロロエチレンである場合にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる物質の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める物質を含むものとする。

- (1) テトラクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- (2) 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン
- (3) 1,1,2-トリクロロエタン 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン
- (4) トリクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン